

寄与分

Q : 父が死亡し、相続人である姉妹3人で遺産分割協議を進めていますが、私は長年にわたり父と同居して身の回りの世話や看護を努めてきたため、寄与分を認めてくれることとなりました。この寄与分について相続税法上の特典はありますか？

A : 特にありません。取得する相続財産が増加する分、納付する相続税額も増加します。

【解説】

寄与分とは、共同相続人のうちに、被相続人の財産の維持又は形成に寄与した者がある場合、相続財産からその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなして相続分を算定し、その算定された相続分に寄与分を加えた額をその者の相続分とすることによって、その者に相続財産のうちから相当額の財産を取得させ、相続人間の実質的な公平を図ろうとする民法上の制度です。寄与分の主張は、遺産分割終了の時まで相続人にのみ認められており、寄与分の決定は、相続人間の協議が原則、決まらない場合は家庭裁判所に審判又は調停を申し立てることもできます。

一方、相続税法においては、この寄与分について特別な定めは設けられていませんので、寄与分の認定の有無にかかわらず、相続税額の総額が変わることはありません。ただし、各相続人が納付する相続税額は、相続税額の総額を相続財産全体に対する各相続人の取得財産の割合で按分して計算されるため、寄与分を認定された相続人は、寄与分相当額だけ相続税の負担が大きくなります。

